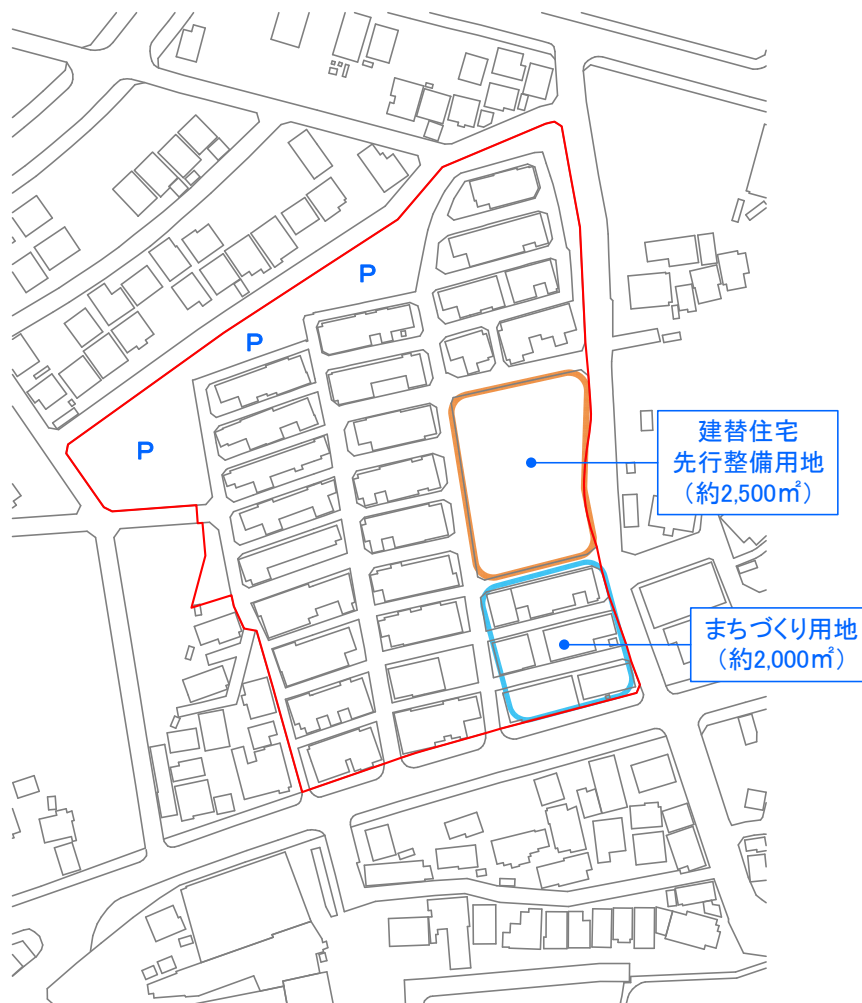


別紙3 建替手順及び入居者移転計画（案）

- ステップ1：つつじが丘団地内の建替住宅先行整備用地（現グラウンド）において、建替住宅（1期、
付帯施設含む ※1）を整備
- ステップ2：建替住宅（2期）の建設用地となる住宅の入居世帯を優先に、建替住宅（1期）へ移転
- ステップ3：移転完了済住宅を除却
- ステップ4：建替住宅（2期、付帯施設を含む）、必要となる道路等の公共施設を整備（※2、3）
- ステップ5：つつじが丘団地の残存住宅及び向野団地の入居世帯を建替住宅（2期）へ移転
- ステップ6：移転完了後の残存住宅（つつじが丘団地及び向野団地）を除却



- ※1 付帯施設の内、駐車場、自転車置場、ゴミ置場については、整備する建替住宅の戸数に応じ、1期、2期それぞれにおいて設置する。集会場及び公園については、1期または2期のいずれかにおいて設置する。
- ※2 建替住宅（2期）の建設用地は、事業者の提案により適宜設定する。ただし、残存する住宅の接道及び水道等の供給処理施設に影響を生じさせないこと。
- ※3 駐車場（図のP表示部）については、建替住宅（2期）の建設用地に含めることができる。ただし、残存する住宅の入居世帯が利用する台数は、利用可能な状態で確保する。また、移転完了済住宅の除却後敷地を一時的な代替駐車場として活用することも可能とする。